

東 洋 町 医 療 救 護 計 画

第 1 計画策定の目的

この計画は、予想される南海地震の被災から町民の生命と健康を守るため、既に作成してある東洋地域防災計画における震災対策の救急医療活動を更に具体化し、想定される傷病者等を救護する体制を確立することを目的として策定する。

第 2 計画策定の基本的な考え方

- 1 医療救護施設は、原則として医療救護所、救護病院とし、それぞれの施設が医療救護活動の機能を分担し、その機能を充分発揮できるよう努めるものとする。
- 2 医療救護における活動及び体制については、各医療救護施設を拠点とし、町内の医師等の協力を得て医療チームを編成し、町災害対策本部員で編成する医療救護班とともに医療救護に当たるものとする。

なお、地震発生後の業務取扱は、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定及び現行保険制度等により取り扱うものとする。

- 3 医療救護施設における医療救護活動は、原則として各医療救護施設ごとの活動に携わる医師の指示により行い、特別の指示及び医療救護活動の終了は、町災害対策本部の指示により行うものとする。
- 4 医療救護対象者は、次のとおりとする。

(1) 直接災害による負傷者

ア 重症患者

生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者

イ 中等症患者

多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者

ウ 軽症患者

上記以外のもので医師の治療を必要とする者

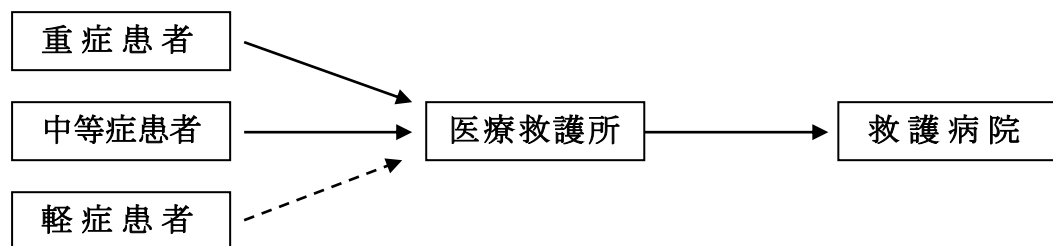
(2) 日常的に医療を必要とする患者等への対応

人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者についても医療救護計画の医療救護対象者に準じて対応するものとする。

(3) 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者への対応

災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者についても医療救護計画の医療救護対象者に準じて対応するものとする。

5 救護施設間の連携



第3 医療救護計画の内容

1 医療救護施設

町は、地震被害想定に基づく傷病者を救護するための医療救護施設として、医療救護所及び救護病院を次のとおり設置する。

(1) 医療救護所

医療救護所は、救護病院等後方支援病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等症患者及び重症患者に対する応急処置を行う（収容は行わない）。

この他、必要に応じ軽症患者に対する処置も行う。

ア 設置数及び設置場所

次の2箇所を医療救護所として設置するものとする。

名 称	所 在 地
町立甲浦小学校	東洋町大字河内26番地1
野根地区公民館	東洋町大字野根丙1675番地

イ 運営担当者

- (ア) 医療救護所の運営は、町内の医師等で編成する医療チームと町災害対策本部員で編成する医療救護班が当たるものとする。
- (イ) 医療救護所の管理者は医師とし、町災害対策本部の指示により活動するものとする。
- (ウ) 医療救護所の一医療チームの編成は、原則として医師 1 名、看護師 2 名、補助者 3 名計 6 名を標準とし、その他可能な限り医療介助者を加えるものとする。

ウ 担当業務

- (ア) 軽症患者、中等症患者、重症患者の振り分け（トリアージ）
- (イ) 軽症患者に対する処置
- (ウ) 遺体搬送の手配
- (エ) 中等症患者及び重症患者の応急処置
- (オ) 救護病院等への患者搬送の手配
- (カ) 医療救護活動の記録

エ 運営体制

- (ア) 町長は、地震発生に備え、医療救護活動が円滑に開始できるよう町設備の備蓄に努め、常に設備の点検を行うこととする。
- (イ) 医療救護所を担当する医療チーム及び立ち上げ要員は、地震発生後、町災害対策本部長の指示のもと速やかに所定の医療救護所に集合し、医療救護活動を開始することとする。
- (ウ) 医療救護所の管理者は、被災等により、その機能に支障を生じたと認める場合には、町災害対策本部長に必要な措置を要請する。
- (エ) 医療チーム等の給食、給水等については、町災害対策本部が避難所に係る措置と併せて行う。

オ 施設設備

- (ア) 医療救護所の施設は、耐震性が確保されている建物及び学校校舎の一部又は広場、運動場に設置するテント等とする。
- (イ) 医療救護所の設備は、概ね次のとおりにする。
 - ① テント、簡易ベッド
 - ② 医療機材、医療品等

- ③ 担架、発電機、投光器、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル
(水)、通信機、トリアージタグ、ロープ、文具等消耗品

(2) 救護病院

救護病院は、中等症患者及び重症患者の処置及び収容を行うものとする。

ア 対象施設

一般病床を有する既存病院で、医療救護活動が期待できる病院を指定するものとする。

イ 指定

アの対象施設に該当する病院として、海陽町立海南病院（徳島県海部郡海陽町四方原字広谷１６番地１）を救護病院として指定するものとする。

ウ 運営担当者

救護病院の医療スタッフは、原則として当該救護病院の現行スタッフで医療救護に当たるものとする。

エ 担当業務

- (ア) トリアージ
- (イ) 中等症患者及び重症患者の処置及び収容
- (ウ) 災害支援病院等への患者搬送の手配
- (エ) 医療救護活動の記録
- (オ) 遺体搬送の手配又は遺体の検案
- (カ) その他必要な事項

オ 運営体制

- (ア) 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者等職員の集合方法、ローテーション、施設設備の利用方法等地震発生時における医療球護活動に関する計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (イ) 救護病院の管理者は、地震発生後直ちに院内状況を調査し、施設設備の被害状況、支援情報、要請情報等を町災害対策本部長に報告するものとする。

報告には、できる限りファックスを使用することとする。

カ 施設設備

救護病院の施設設備は、当該病院の施設設備をもってこれに充てる。

2 傷病者の搬送体制

(1) 搬送体制

ア 被災場所から医療救護所へ搬送する場合は、原則として自主防災組織で対応するものとし、町は、平常時から自主防災組織に対し、車両等の利用が可能な場合と不可能な場合とを想定し、搬送計画を策定するよう指導に努めるものとする。

イ 救護病院への搬送は、原則として町災害本部員が対応するものとする。

(2) 搬送の組織

次に掲げる組織が連携を図り、搬送体制において不備がないよう努めるものとする。

ア 自主防災組織

イ 町災害対策本部員

ウ 消防機関

(3) 搬送の方法

搬送方法は、被害状況に応じて次の方法を組み合わせ効率的に実地する。

ア 人力による方法

イ 車両による方法

ウ 船舶による方法

エ ヘリコプターによる方法

(4) 搬送の実施

地震発生時に患者搬送を円滑に行うため、町長は必要な車両、搬送用員、機材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては、自主防災組織又は、消防機関が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。